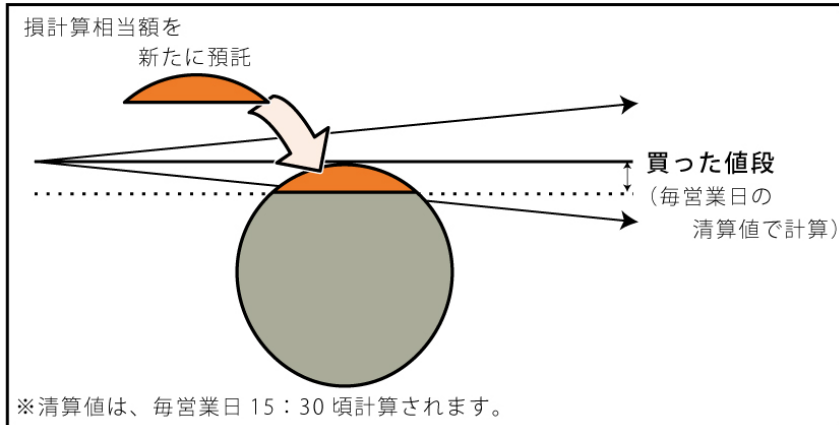


当社の証拠金制度の変更について

① 追証（おいしょう）制度が変更されます

『追証制度』が変更され、お客様の保有している建玉（ポジション）に計算上のマイナス^{たてぎょく}が出た場合、建玉を維持するためには、毎営業日単位でマイナス相当額の証拠金の追加預託が必要となります。

図：買いでスタートして、値下がりした場合

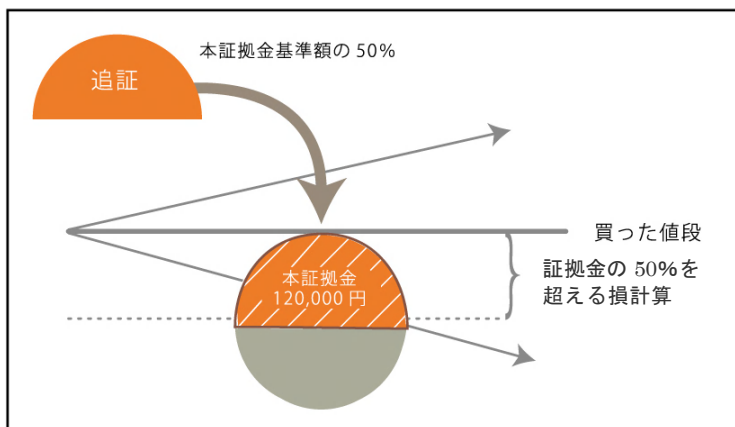


建玉を維持するためには、翌営業日正午までに追加預託が必要となり、追加預託がされない場合は建玉を決済させていただく場合がありますので、必要証拠金額に比較して余裕を持った証拠金のお預け入れをお勧めいたします。

(旧) 追証制度

日々の値動きにより、お客様の保有している建玉から、計算上のマイナス（値洗損）が証拠金の半分相当額を超えた場合に、建玉を維持するためには「追証拠金」の預託が必要となるお取引ルール。

（追証拠金の金額は該当する建玉の取引本証拠金の半額）



② 両建の証拠金が変わります

両建状態（※）の建玉に関して、必要証拠金の計算方式が変わります。

従来は、建玉した枚数分（売り買いの合計枚数分）の証拠金が必要でしたが、
今後は、買い売りそれぞれの枚数を比較して、いずれか大きい側の枚数で証拠金を算出する方式へと変更となります。取引枚数が売り買い同量の場合は、片側取引の枚数で算出されます。（異なる限月での両建状態でも同様となります）

（変更の理由）

新制度では、両建となった場合、その建玉については相場動向に関わらず未確定損益が固定あるいはほぼ固定されるため、お客様のリスクが限定されていると判断します。よって、建玉を保有するために必要である証拠金が総ポジションの合計に対して減額されるという考え方になります。

例1：1枚の証拠金額が1万円の商品を、売り1枚/買い2枚両建保有した場合

売り/買いの枚数が異なっている場合、枚数が多い方のみの取引証拠金維持額が必要となります。（手数料は売り買いの合計枚数分必要になります）

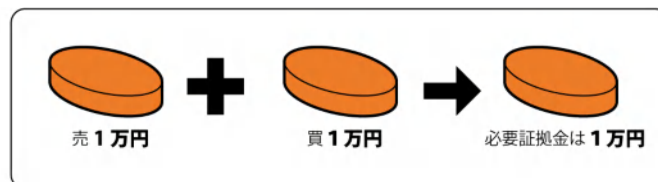


また、ポジションの片方を決済し、売り/買いどちらかの保有になった場合は、継続して保有している方の枚数分の取引証拠金維持額が必要となります。

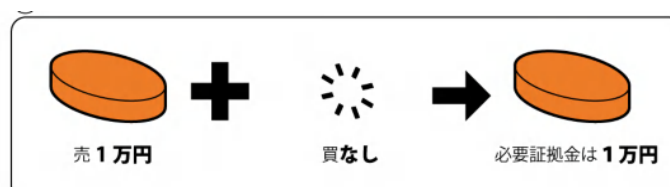


例2：1枚あたりの証拠金額が1万円の商品を、売り1枚/買い1枚、両建保有した場合

（同枚数の場合）、売り/買い片方のみの取引証拠金維持額が必要となります。



また、同枚数の両建の場合はポジションの片方を決済し、売り/買いどちらかの保有になった場合も、必要証拠金額は変動しません。



※ 両建とは

同一の商品に売建玉と買建玉を同時期に保有することです。例えば、相場の見通しが外れ損計算となった場合に、建玉をすぐに決済しないで反対の建玉をすることにより、その後の損失を防いでおき、適当と思うときに一方を決済して残った建玉で利益を得ようとする方法。

上記は、両建によるお取引を推奨する内容ではありません。弊社では同一限月・同枚数の両建取引の勧誘は行っておらず、両建のお取引を行う際には、お客様がその内容を十分理解していること及び原則として別途お申し出書類が必要になります。

※ 補足

弊社でのお取引に必要な証拠金（＝委託者証拠金）の金額は、商品ごとに、毎月、(株)日本商品清算機構（JCCH）が算出する「プライス・スキャンレンジ」（取引証拠金維持額）を元に、弊社において決定します。原則として、毎月月末までに翌月適用される委託者証拠金額をお知らせいたします。

「臨時増証拠金」「定時増証拠金」は廃止となり、全て上記「プライス・スキャンレンジ」が基準となります。相場の急変等の場合は、月内であってもプライス・スキャンレンジの変更により、委託者証拠金が増額となる場合があります。

ご不明点は、営業担当までお問い合わせください。

本紙に係る変更は、平成 23 年 1 月 4 日からの適用となります。

サンワード貿易(株)

HP2010.12